

Client Alert

October 2022

本アラートに
関するお問い合わせ先：



粕谷宇史
パートナー
03 6271 9515
hiroshi.kasuya@bakermckenzie.com



鈴木惇也
カウンセラー
03 6271 9697
junya.suzuki@bakermckenzie.com



小林正佳
アソシエイト
03 6721 9766
masayoshi.kobayashi@bakermckenzie.com

私的整理に待望の多数決原理、新法案提出へ

本年10月4日、日本政府は、「我が国企業が事業再構築を容易に行うため、債権者の全員同意を求めず、債権者の多数決決議と裁判所の認可により私的整理（債務整理）ができるよう、事業再構築のための私的整理円滑化法案について、次期通常国会に提出することを検討する」と発表した¹。その3か月前、本年6月7日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」²においては、「コロナ後に向けた我が国企業の事業再構築を容易にするため、新たな事業再構築のための法制度について検討し、早期に国会に提出する」旨が謳われていた。今回発表された政府の方針は、「新たな事業再構築のための法制度」の目指す方向性と、法案提出予定時期について、より具体的に明言している点で注目される。

なかでも特筆すべきは、債権者全員の同意なく私的整理を可能とする制度の実現を目指すことが示されたことである。裁判所の関与しないいわゆる私的整理手続においては、手続に参加する金融債権者全員の同意を得ることが必要とされているため、合理的な内容の再建計画案が作成されたとしても、少数の反対債権者が存在すれば不成立に終わってしまう。こうした私的整理の法的枠組みに内在する制約によって、法的倒産手続の前段階で早期かつ迅速に事業再生を行うという私的整理の目的が果たされないケースが相次ぎ、実務家の頭を悩ませていた。今般の新法案は、私的整理に多数決原理を導入できないかという、学問上及び実務上、長年にわたり盛んに行われてきた議論に終止符を打つことになる可能性があり、仮に実現すれば、事業再生実務に多大なるインパクトを与えることが予想される。

新法案の具体的な内容は公表されていないものの、今回の政府の基本方針は、国際社会における事業再生法制・実務の潮流とも軌を一にしているといえよう。以下のように、主要先進国においては、裁判外の事業再生手続（out-of-court workout）に多数決原理を導入する立法例が多く見られ、従来そのような仕組みを持たなかった国々でも、EU加盟国を中心として、近年、続々と法改正が進められてきた。

- 米国では、古くからいわゆるプレパッケージ型チャプター11の手続が存在する。この制度の下では、チャプター11申立前に債権者等と交渉して作成された再建計画案について、一定の要件の下で行われたチャプター11手続外の投票にも効力が認められており、必要な多数（債権額の3分の2以上かつ債権者の頭数過半数）の賛成票を得られたのち、チャプター11の下で裁判所の認可決定（confirmation order）がなされれば、反対債権者等も当該再建計画（pre-packaged plan）に拘束されることとなる。
- 英国では、会社と会社債権者・株主との和解や合意による取決めを目的とする、2006年会社法（Companies Act 2006）に基づくスキーム・オブ・アレンジメント（SoA; Scheme of Arrangement）の制度

¹ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/kaigi/dai10/gijisidai.html

² https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2022.pdf

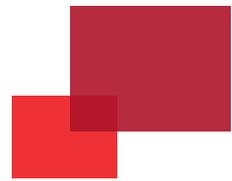
があり、組織再編のほか、債務整理・事業再生の手法としても広く利用されてきた。また、2020年に成立した「企業の倒産及びガバナンスに関する法律」（Corporate Insolvency and Governance Act 2020）は、SoAをベースとして設計されたリストラクチャリング・プラン（RP; Restructuring Plan）の制度を創設した。これらの制度の下では、債権者及び株主の多数の賛成（SoAの場合、頭数過半数かつ債権額の75%以上の賛成。RPの場合は頭数要件はなく、債権額の75%以上の賛成で足りる）を得たのち、裁判所の認可（sanction）が得られれば、反対債権者・株主が再建計画に拘束される。

- EUでは、2019年のEU指令（Directive (EU) 2019/1023）に基づき、加盟国に対して予防的再建フレームワーク（preventive restructuring frameworks）の国内法化が義務付けられ、その中で、再建計画の可決について多数決原理を導入することが求められた（債権額過半数を基本としつつ、加盟国の裁量により、頭数要件の加重や債権額による可決要件の加重も（いずれも75%を上限として）認める）。2014年から導入されていたフランスの迅速再生手続（Accelerated Safeguard）のように、EU指令による義務化以前から多数決原理を認める国々もあったが、従前、裁判外事業再生の制度を持たなかった国々においても、近年、法制度の改革が進められ、予防的再建手続が制度化された。例えば、2021年1月に導入された、ドイツの「企業の安定化及び再建のための枠組みに関する法律」（Act on the Stabilisation and Restructuring Framework for Businesses、いわゆる StaRUG）や、オランダのWHOA（Wet homologatie onderhands akkoord）では、債権額多数の賛成に基づく再建計画案の可決が認められた（なお、可決要件は、StaRUGでは債権額75%以上、迅速再生手続及びWHOAでは債権額3分の2以上の賛成）。
- シンガポールでは、2017年5月に施行された改正会社法によってスキーム・オブ・アレンジメントの改正等が行われ、従来の英国型の法体系の下で米国のチャプター11の枠組みを取り入れた画期的な立法として衆目を集めた。2020年7月には、企業倒産、スキーム・オブ・アレンジメント等に関連する法律が統合された「倒産、リストラクチャリング及び清算法」（Insolvency, Restructuring and Dissolution Act 2018）が施行された。これらの一連の法改正によって導入されたブレパッケージ型スキーム・オブ・アレンジメントの制度も、ブレパッケージ型チャプター11に類似する制度である（可決要件は英国 SoA と同様、頭数過半数かつ債権額の75%以上の賛成）。

以上のとおり、主要各国においては、ワークアウトにおける多数決原理の導入が既に広まっている状況であり、国境を超えた事業活動を行う企業から国際的に信頼されるビジネス環境・インフラを整備する観点からも、今回公表された政府方針には一定の期待が寄せられるものと予想される。

他方で、多数決原理の導入については、理論上クリアすべき問題（反対債権者が多数債権者により可決された再建計画に拘束されることに理論上の根拠があるか、また、憲法上認められた反対債権者の財産権保障の観点から問題がないか等）も指摘されている³。次期国会で提出される予定の新法案については、多数決の公正さをどのように担保するか（例えば、異なる権利・利益を有する債権者について、一定の基準に従って組分けを行った上で、組ごと

³ [公益社団法人商事法務研究会「事業再生に関する紛争解決手続の更なる円滑化に関する検討会報告書」（2015年3月）](#) 参照。



の多数決を行う等)や、反対債権者保護に関する制度設計の在り方(今回の政府発表により、債権者の多数決に加えて裁判所の認可が要件となる方向性が示されているが、反対債権者に対する権利変更の拘束力の形式的根拠を認可決定の形成力に求めるとしても、実質的に反対債権者の手続保障が図られているといえるかは慎重な検証を要する)、迅速な事業再構築の要請と手続の公正性・公平性のバランスをどのように図るかも焦点になるであろう。

なお、今回の政府方針は、国内企業の事業再生の円滑化を主眼としており、国際事業再生における手続利用を意識した内容(例えば、外国企業である債権者にも手続利用を認めることや、英語での手続実施を認めること)は含まれない可能性が高い。そのため、今回の政府方針に基づいて導入される新制度がクロスボーダーの事業再生において利用価値のあるツールとなるかは明らかではない。

以上のとおり、今回の政府発表により、「事業再構築のための私的整理円滑化法案」の方向性及び法案提出時期が明らかとなった。新法案は、日本の事業再生実務に構造的変革をもたらしうるポテンシャルを持つ一方で、理論的に乗り越えるべき課題も多いことから、今後も立法動向を注視する必要があると思われる。

以上

【弊事務所における倒産・事業再生案件への取組について】

ベーカーマッケンジーは、そのグローバルネットワークを活かし、近年特に変革の著しい事業再生・倒産に関する法制度及び実務運用の状況をフォローし、各オフィスの事業再生・倒産の専門家の間において定期的に情報共有を行うことにより、世界中の事業再生・倒産案件に携わる企業・実務家の皆様を総合的かつ積極的に支援しております。

こうした取組の一環として、ベーカーマッケンジーは、[Baker McKenzie's Global Restructuring & Insolvency Blog](#) を開設し、世界中の事業再生・倒産法制に関するニュース記事や論稿を配信するとともに、各国オフィスの事業再生・倒産法制の専門家が世界各国の事業再生・倒産法制の概要をまとめた [Global Guide to Restructuring and Insolvency](#) を公表し、定期的にアップデートしておりますので、ぜひご覧ください。